

## 幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う利用定員の設定について

### 1 幼保連携型認定こども園について

子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園は、認定こども園法における認可施設として位置づけられ、子ども・子育て支援法第27条第1項に基づく確認を受けた幼保連携型認定こども園については、教育・保育給付の対象とされています。

- ・都道府県、指定都市、中核市が認可する施設の一つで、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する“単一の施設”とされ、学校教育、保育、保護者に対する子育て支援を一体的に提供します。

- ・設備・運営基準（久留米市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例で定める基準）（認定こども園法第17条第2項各号に掲げる基準）に適合することが必要です。

- ・既存の幼稚園及び保育所から移行する場合は、「設備」に関して移行特例が設けられています。（上記条例附則第4条第1項及び第2項）

- ・国の公定価格に基づく給付費の支給を受けることができます。

### 2 子ども・子育て会議における意見聴取

子ども子育て支援法第77条第1項に基づき、施設の利用定員についてご意見をいただくものです。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及の観点から、既存の幼稚園・保育園が認定こども園への移行を希望する場合、設備等の基準を満たす限り、認可・認定を行うことになっております。

定員については、令和4年度に策定しました「幼稚園から認定こども園に移行する際の利用定員の設定に係る基準について」に従い、希望園及び周辺の利用状況を踏まえた設定を行うこととし、具体的な数は本会議において検討することとしています。

	施設名	区域	施設種別	認可年月日	定員
既存施設	久留米あかつき幼稚園	中央部	幼稚園	昭和24年4月1日	1号認定：315人
移行後施設	久留米あかつき幼稚園	中央部	幼保連携型 認定こども園	令和7年4月1日	1号認定：120人 2・3号認定：120人 合計：240人

## 久留米あかつき幼稚園

- (1) 施設名：久留米あかつき幼稚園（現施設：久留米あかつき幼稚園）
- (2) 利用定員：既存施設の教育利用定員315人を、教育利用定員を120人、保育利用定員を120人とし、移行後の定員を240人とします。
- (3) 設置目的：家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者の就労状況に関わらず柔軟に子どもを受け入れることを目的としています。

### ○ 現施設の状況

区域 (保育の量の過不足)	中央部 2号認定：充足 3号認定：不足
現施設の状況	利用定員：315人 3か年の利用実績：244人
一時預かり実施の有無	無
預かり保育の利用実績	95人

### ○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前				35	70		105		105		315	315	
移行後	6	19	20	0	40	25	40	25	40	25	240	120	120

### ○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	内訳
1号認定	120	満3歳：0人 3歳：40人 4歳：40人 5歳：40人
2号認定	75	3歳：25人 4歳：25人 5歳：25人
3号認定	45	0歳：6人 1歳：19人 2歳：20人
総数	240	

### ○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	1号認定の定員は実利用人数以下	1号認定定員：120人 < 実利用人数：244人	基準に適合している。
②	2号認定の定員設定は、移行前の預かり保育の実績数以下	2号認定定員：75人 < 移行前の預かり保育の実績：95人	基準に適合している。
③	3号認定の定員設定は「一時預かり」未実施の施設の場合、移行前の実利用人数の2割を上限	3号認定定員：45人 < 移行前の実利用人数の2割：244 × 0.2 = 48	基準に適合している。
④	総定員数は地域の保育の量の過不足により設定する。	[中央部地域]移行前の総利用者数に新たに3号認定を加えてよい。  新たに設定する総定員数：240人 < 244人(移行前の総利用者) + 45人(3号認定定員) = 289人	基準に適合している。